

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究
に係る調査（令和元年度調査）への協力依頼
について

計4枚（本紙を除く）

Vol.752

令和元年11月25日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2174、3961)
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和元年11月25日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局 高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和元年度調査）への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年10月18日付け事務連絡「平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和元年度調査）への協力依頼について」にて、標記調査への協力依頼を差し上げたところですが、すべての調査において、来月中旬に提出期限が設定されております（別紙参照）。

未回答の介護保険施設・事業所におかれましては、できる限り当該調査にご協力いただきますよう、貴管内の介護保険施設・事業所へ周知いただくなど、特段のご配慮をお願いいたしますよう、改めてお願い申し上げます。

※ 回答期限後も提出は受け付けております。

※ 調査対象の介護保険施設・事業所には10月下旬以降、郵送にて調査票を発送しております（現時点で調査票が届いていない施設・事業所におかれましては回答の必要はございません。）。

記

1 添付資料
別紙「介護報酬改定検証・研究委員会について」

2 参考
第171回社会保障審議会介護給付費分科会（令和元年10月11日(金)）資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07191.html

1 設置の目的

- 令和3年度の介護報酬改定に向けて、平成30年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

2 委員

- 公益委員及び学識経験者13名により構成（令和元年8月29日現在）

3 今後のスケジュール

令和元年10月・11月

- 調査票発送

11月・12月

- 集計・分析・検証

令和2年1月・2月

- 分析・検証

3月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査結果の報告、調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を決定（予定）

4 令和元年度介護報酬改定検証・研究調査について

(1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : 10月30日(水) (提出期限 **12月13日(金)**)

(2) 介護サービスにおける機能訓練の状況等に係る調査研究事業

実施主体 : 株式会社NTTデータ経営研究所

調査票の発出日 : 11月6日(水) (提出期限 **11月29日(金)**)

(3) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : 10月30日(水) (提出期限 **12月13日(金)**)

(4) 訪問看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の在り方に関する調査研事業

実施主体 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査票の発出日 : 10月31日(木) (提出期限 **11月25日(月)**)

(5) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : 10月31日(木) (提出期限 **12月13日(金)**)

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社NTTデータ経営研究所

調査票の発出日 : 11月1日(金) (提出期限 **11月22日(金)**)

(7) 医療提供を目的とした介護保険施設におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業

実施主体 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査票の発出日 : 【自治体分】10月31日(木) (提出期限 **11月15日(金)**)

【事業所分】10月31日(木) (提出期限 **11月22日(金)**)

※ なお、**提出期限が過ぎた場合も、引き続きご提出いただくことが可能**でございます。
未回答の介護保険施設・事業所におかれましては、できる限りご協力くださいますようお願い申し上げます。